

表彰規程運用方針

平成 20 年 10 月 11 日 制 定

平成 22 年 5 月 23 日 一部改定

令和 6 年 3 月 2 日 一部改定

第 1 条 一般社団法人北海道放射線技師会（以下、「当法人」という。）「表彰に関する規程」に基づく表彰および審査並びに表彰委員会に関しては、この運用方針に定めるところによる。

第 2 条 「表彰に関する規定」第 5 条に定める表彰委員会のうち 3 名誉会員、4 その他会長が委嘱する人については、つぎに掲げる通り任期を設ける。

- (1) 名誉会員 満 80 歳となる年度の総会終了時まで。
- (2) その他会長が委嘱する人 2 年もしくは会長が委嘱時に定める期間まで。ただし、いずれの場合にも満 80 歳を超えて任期を継続することはできないこととする。

（功勞表彰）

第 3 条 表彰規程 3 条第 1 項 1 号に該当する人とは、別表第 1 に基づき別表第 2 の基準ポイントを満たし、かつ、満 60 歳以上の者とする。

（学術表彰）

第 4 条 表彰規程 3 条第 2 項に該当する人とは、別表第 3 に基づき別表第 2 の基準ポイントを満たした者とする。

（中島表彰）

第 5 条 表彰規程 3 条第 3 項に該当する人とは、別表第 1 および別表第 3 に基づき別表第 2 の基準ポイントを満たし、かつ、満 60 歳以上の者とする。

（勤行表彰）

第 6 条 表彰規程 3 条第 4 項に該当する人とは、既に功勞表彰または中島表彰を受けたことのある人以外とする。

（審査請求）

第 7 条 表彰規程第 6 条第 2 項の書面とは、当法人指定の功績調書および履歴書とする。

（その他の表彰）

第 8 条 その他、特に必要とする表彰にあつては委員会に諮り会長が実施する。

第 9 条 北海道社会貢献賞の推薦は、満 60 歳以上で「北海道社会貢献賞推薦基準」に照らし、別表第 1、別表第 3 に基づき 12 ポイント以上の者とする。

第 10 条 基準ポイントに満たなくとも、近時のポイントであり、功績が対象者と同程度と認められる場合は審査対象にできるものとする。

別表第1

役 職	年間ポイント
当法人会長	5
当法人副会長	4
当法人理事	3
副支部長、委員会委員、部会員	2
支部理事	1

別表第2

表彰の種類	基準ポイント
功 勞 賞	30
学 術 賞	20
中 島 賞	20
勤 行 賞	—

別表第3

学術発表・講師など	ポイント
論文発表（第3条2項1号）	5
研究発表（第3条2項2号）	3
講演・技術指導（第3条2項3号）	4
支部における講演・技術指導（第3条3項2号）	3
支部における研究発表（第3条3項2号）	2

附 則

- 1 この運用方針を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 2 この運用方針は平成21年1月1日より施行する。
- 3 この運用方針は、一般社団法人の設立の登記の日（平成22年11月1日）から施行する。
- 4 この運用方針は、令和6年3月2日より一部改定し施行する。

〔参考〕「北海道社会貢献賞推薦基準」抜粋

1. 推薦基準

- (1)永年、技術の改善向上に努め、医療の推進に尽力し、その功績が顕著な者
- (2)永年、地域住民の保健衛生確保に尽力し、その功績が顕著な者

2. 基準例

- (1)研究対応の業績があること。
- (2)業務の改善に具体的な事例があること。
- (3)会の要職にあつて、後輩の育成に貢献していること。
- (4)会の要職にあつて、会の発展に貢献していること。

3. 従事年数

20年以上（公務員であった期間は除く）